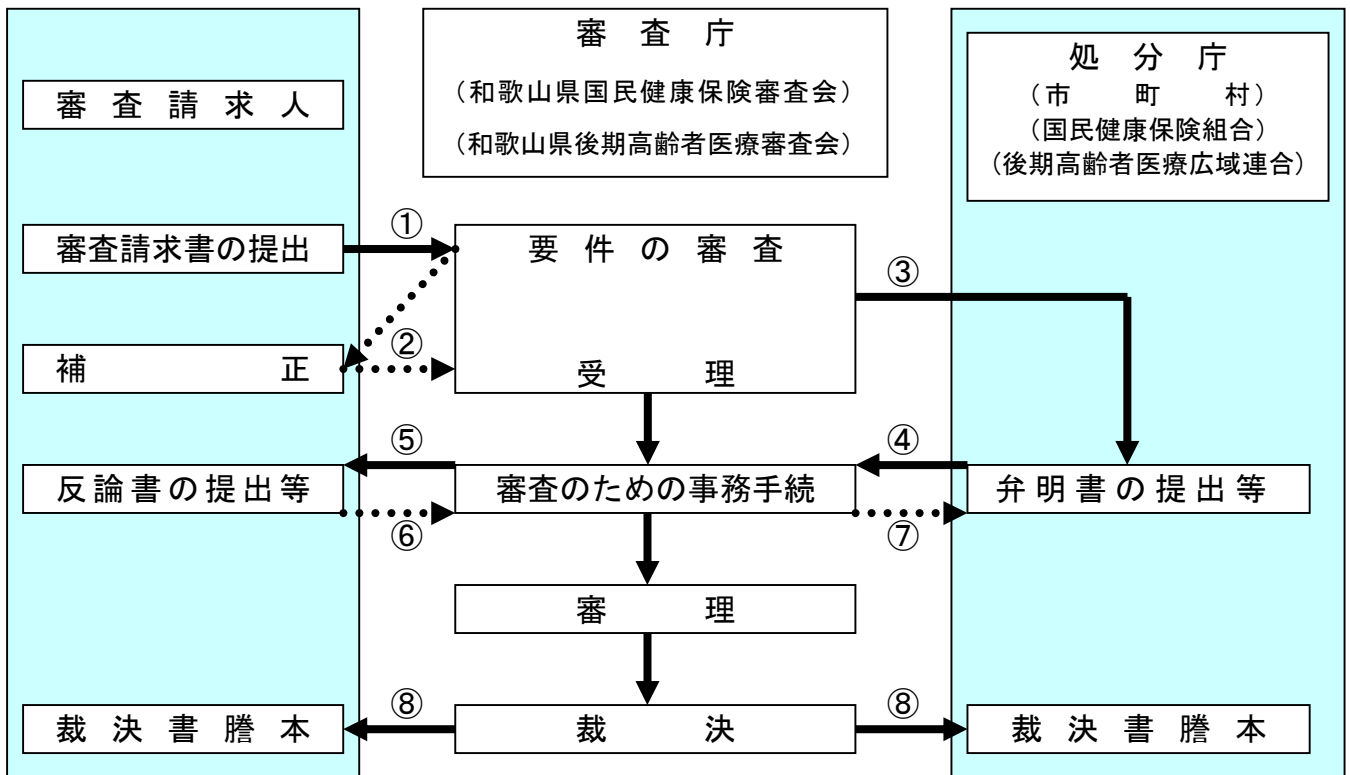


審査請求について



① 審査請求人は、審査請求書を2部作成し、審査庁である和歌山県国民健康保険審査会又は和歌山県後期高齢者医療審査会に提出します。

※ 代理人が審査請求するときは、別に委任状が必要となります。

② 審査庁は審査請求書の記載事項が全て記載されていない場合等で、補正が必要なときは、補正を命令します。

③ 審査庁は、処分庁に審査請求書の1部を送付し、相当の期間を定めて弁明書の提出を求めます。

④ 処分庁は弁明書を2部作成し、審査庁に提出します。

⑤ 審査庁は審査請求人に弁明書の1部を送付します。

⑥ 審査請求人は、反論書を提出される場合、反論書を2部作成し、相当の期間内に審査庁に提出することができます。

⑦ 審査庁は、反論書の提出があった場合は、処分庁に反論書の1部を送付します。

⑧ 和歌山県国民健康保険審査会及び和歌山県後期高齢者医療審査会は公平に審理し、裁決を行い、裁決書謄本を審査請求人及び処分庁に送付します。

※ 審理の追行には最善を尽くしておりますが、内容により、裁決が行われるまで時間がかかる場合があります。